4　前三項の規定は、独立行政法人通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人について準用する。この場合において、第一項中「第十六条第二項」とあるのは「第十八条において準用する新令第十六条第二項」と、「第五十条の七第一項」とあるのは「第五十条の十一において準用する同法第五十条の七第一項」と、第二項中「第五十条の四第一項」とあるのは「第五十条の十一において準用する同法第五十条の四第一項」と、前二項中「第十六条第四項」とあるのは「第十八条において準用する新令第十六条第四項」と読み替えるものとする。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十六号

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十九号）の施行に伴い、及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第六条第二項第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「及び第四条第二項」を削る。

第三条を次のように改める。

（法附則第六条第二項第八号に規定する政令で定める職員）

第三条　法附則第六条第二項第八号に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）附則第四条第一号の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第十七号に掲げる総合科学技術会議の常勤の議員

二　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）附則第十三条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第一条第十四号の二に掲げる特定個人情報保護委員会の委員長及び常勤の委員

附　則

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十七号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十三第一項、第百六条の二十四、第百六条の二十五第二項、第百六条の二十七第四号及び附則第十三条の規定に基づき、並びに同法第百六条の二十三第一項の規定を実施するため、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第二項中「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に改め、同条第四項第十一号を同項第十三号とし、同項第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　約束前の求職開始日以後の職員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の職員としての在職状況及び職務内容）

第二十六条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四　再就職の約束をした日以前の職員としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

第二十六条第四項に次の一号を加える。

十四　センターの援助以外の離職後の就職の援助（最初に職員となった後に行われたものに限る。以下この号及び第二十九条第三項第十三号において「センター以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかった場合には、その旨）

第二十六条第五項中「管理職職員」を「法第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員（以下「管理職職員」という。）」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第三項の規定は、法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした管理職職員であった者（離職後二年を経過しない者に限り、法第百六条の二十四第一項の規定による届出をした者を除く。）について準用する。この場合において、第三項中「届出に」とあるのは「法第百六条の二十三第一項の規定による届出に」と、「約束が効力を失った」とあるのは「地位に就くことが見込まれないこととなった」と、「任命権者」とあるのは「離職した官職又はこれに相当する官職の任命権者を経由して、内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第二十九条第二項中「法第百六条の二十三第一項の規定による届出をした者（管理職職員であった者であって、離職後二年を経過しない者に限る。）及び」を削り、「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に、「第四項第六号から第九号まで」を「第二十九条第三項第七号から第十号まで」に改め、「とき」を削り、同条第三項を次のように改める。